

議案第9号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月1日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

第9期里庄町介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の改定により、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「33,600円」を「33,852円」に改め、同項第2号中「50,400円」を「50,964円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「51,336円」に改め、同項第4号中「60,480円」を「66,960円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「74,400円」に改め、同項第6号中「80,640円」を「89,280円」に改め、同項第7号中「87,360円」を「96,720円」に改め、同項第8号中「100,800円」を「111,600円」に改め、同項第9号中「114,240円」を「126,480円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 年額 141,360円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 年額 156,240円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 年額 171,120円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 年額 178,560円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,160円」を「21,204円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,160円」を「21,204円」に、「33,600円」を「36,084円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,160円」を「21,204円」に、「47,040円」を「50,964円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の里庄町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。